

保発 0810 第 1 号
令和 4 年 8 月 10 日

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 276 号。以下「改正令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 109 号。以下「改正省令」という。）が本日公布された。

改正令及び改正省令の内容は下記のとおりであるので、御承知置きいただくようお願いする。

記

第 1 改正令の概要

- 1 一定以上所得者に係る高額療養費算定基準額の特例に係る経過措置を規定した全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 14 号。以下「整備政令」という。）附則第 3 条について規定の整備を行うこと。
- 2 その他所要の改正を行うこと。

第 2 改正省令の概要

改正令による改正後の整備政令附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額について、外来療養に係る総医療費とすること。

第 3 施行期日

- 1 改正令は、公布の日（令和 4 年 8 月 10 日）から施行するものとする。
- 2 改正省令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものとする。